

名古屋市空家等対策審議会条例

平成26年 7 月18日

条例第50号

改正 平成27年条例第69号

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項に規定する措置命令に関すること。
- (2) その他空家等対策の推進に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱され、又は任命されるまでの間は、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、地域住民、学識経験者又は市長が特に必要と認める者のうちから調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるもの

とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民経済局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成27年条例第69号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。